別記第9号様式(第15条関係)(表)

|  |
| --- |
| 東京都立職業能力開発センター施設設備使用申請書　　 年　　月　　日　　 東京都立城東職業能力開発センター江戸川校長　殿申請人　住所　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　 　　　　　 　　　 　 東京都立職業能力開発センターの施設設備を使用したいので、東京都立職業能力開発センター条例施行規則第15条第1項の規定により、下記のとおり申請します。 |
| 　 | 使用目的 | 　 |  |
| 使用内容 | 施設の名称 | 年月日(　曜日) | 時　　　　　　間 |
| 　 | 　年　 月　 日(　 )  |  時　 分から 　 時 分まで |
| 　 | 　年　 月　 日(　 )  |  時　 分から 　 時 分まで |
| 　 | 年　 月　 日(　 )  |  時　 分から 　 時 分まで |
| 　 | 年　 月　 日(　 )  | 時　 分から 　 時 分まで |
| 　 | 年　 月　 日(　 )  | 時　 分から 　 時 分まで  |
| 　 | 年　 月　 日(　 ) | 時　 分から 　 時 分まで  |
| 入場料等徴収　の　有　無 | 有(1人　　　　　　円) 　無 | 人員　　　　　　　　　　人 |
| 使用時における会場責任者 | 住所氏名　　　　　　　　　　　 　 　 　電　話 |
| 会場に特別の設備をし、又は変更を加える場合、その内容 | 　 |
| 使用したい設備、機 械 等 の 名 称 及 び 数 量 | 　 |
| 備考 | 　 |
| 　※裏面の使用の条件をよくお読みください。 |

(日本産業規格A列4番)

別記第9号様式(第15条関係)(裏)

|  |  |
| --- | --- |
| 〔使用の条件〕 | 1. 施設設備の使用に際しては、職業能力開発センターの所長又は校長の指示に従うこと。
2. 職業能力開発センターの所長又は校長の指示を守らず、又は他の使用者に迷惑を掛けるなど、職業能力開発センターの運営を阻害した者に対しては、使用承認を取り消し、又は以後の使用を制限することがあります。
3. 職業能力開発センターの業務運営上、必要が生じたときは、使用承認を取り消し、又は使用を中止させることがあります。
4. 使用を終了したときは、使用した施設を原状に回復すること。
5. 職業能力開発センターの施設設備に損害を与えた場合は、職業能力開発センターの所長又は校長が相当と認める損害額を賠償すること。ただし、職業能力開発センターの所長又は校長がやむを得ない理由があると認めたときは、減額し、又は免除することがあります。
6. 東京都立職業能力開発センター条例第12条第2項ただし書の規定に基づき、施設使用に関する実費を徴収します。
 |